



水災時の罹災証明書の 速やかな発行が可能に

三井住友海上火災保険株式会社と協定締結

豊中市は三井住友海上火災保険株式会社と「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結します。

本協定によって、水災発生時に三井住友海上火災保険株式会社が調査した損害情報を、契約者の同意のもと、市に提供します。市はその情報を利用することで、迅速に罹災証明書を発行することが可能となるなど、災害対応時の事務効率化や被災者の生活の早期再建につながります。

同協定の概要

1. 協定締結先

三井住友海上火災保険株式会社

2. 協定の内容

水災発生時に調査した損害情報を、契約者の同意のもと市に提供

3. 協定締結式

日 時：8月5日（月）16時～

場 所：豊中市役所 第一庁舎3階 第一応接室（中桜塚3-1-1）

出席者：三井住友海上火災保険株式会社 理事 大阪北支店長 格谷 隆 様
豊中市長 長内 繁樹

【報道機関からの問い合わせ先】

都市経営部 危機管理課

担 当：原園 TEL：06-6858-2098

E-mail：kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp